

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者の皆様へ

避難確保・浸水防止計画 の作成等について

1 はじめに

近年、都市部の河川流域において、台風や集中豪雨等により地下街等の浸水被害が発生しています。

地下街等では、地表に比べ気象状況等の把握が困難で、浸水時には、短時間で人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いなどの特性があります。

これまで、平成25年の水防法の改正により、川崎市地域防災計画に位置付けられた地下街等の所有者又は管理者には、①避難確保・浸水防止計画の作成、②訓練の実施、③自衛水防組織の設置が義務として定められました。また、平成27年の水防法の改正により、①洪水時の浸水想定区域が想定し得る最大規模降雨に基づく区域に拡充、②想定し得る最大規模の内水・高潮の浸水想定区域への対応が新たに追加、③対象となる地下街等に、建設中又は建設予定の地下街等を追加、④避難確保・浸水防止計画の作成に当たっては、接続ビル等の意見を聴く努力義務が追加されました。

本市では、本資料及び「地下街等避難確保・浸水防止計画作成要領」（以下、「作成要領」という。）を作成し、洪水時等による浸水に対して地下街等の安全の確保に取り組んできたところです。

この度、本市は、令和3年4月30日に、内水氾濫に対する避難体制等の充実・強化のため、大規模な地下街を有する川崎駅東口周辺地区において、水位周知下水道を指定し、想定最大規模降雨における内水浸水想定区域を指定するとともに内水氾濫危険水位の設定を行いました。

本市としましては、これを機会に本資料及び「作成要領」を改正いたしましたので、地下

街等の所有者又は管理者の皆様には、本資料及び「作成要領」を活用して、引き続き、地下街等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、洪水等の発生に備えた取組を進めてくださるようお願いいたします。

※「洪水時の想定し得る最大規模降雨の浸水想定区域等」については、次のウェブサイトを確認することができます。

○京浜河川事務所ウェブサイト（洪水浸水想定区域図）

http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html

※「水位周知下水道の指定等」については、次のウェブサイトを確認することができます。

○川崎市ウェブサイト（水位周知下水道）

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000127980.html>

2 地下街等の定義

(1) 水防法第15条第1項第4号イに定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）は、次のとおりとします。

ア 延べ面積千平方メートル以上の地下街

イ 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設（ただし、関係者のみが利用する施設を除く。）対象となる具体的な施設は、消防法施行令別表第1のうち次に掲げるものとします。（雨水出水については、地下街に地下で連続していない施設を除く）

(一) 項	イ 劇場、映画館、演劇場又は勸劇場 ロ 公会堂又は集会場
(二) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗 ニ カラオケボックス等を営む店舗
(三) 項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場

(五) 項	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六) 項	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム※1、有料老人ホーム※1、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設※2、短期入所・共同生活援助を行う施設※2 ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム※3、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム※3、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※3 (2) 更正施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業・家庭的保育事業を行う施設 (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設 (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設※4、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護・短期入所※4・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助※4を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九) 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十三) 項	イ 自動車車庫又は駐車場
(十六) 項	その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる用途に供されているもの

※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。

※2 避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。

※3 ロ(1)に掲げるものを除く。

※4 ロ(5)に掲げるものを除く。

ウ その他市長が必要と認める施設

(2) 川崎市地域防災計画で定めている地下街等の名称、所在地及び対象河川等

区	名称	所在地	対象河川		雨水 出水
			多摩川	鶴見川	
川崎区	AOI国際病院	田町 2-9-1	○	○	
	アトレ川崎店	駅前本町 26-1	○		
	川崎ルフロン	日進町 1-11	○	○	○
	アゼリア	駅前本町 26-2	○	○	○

	川崎ダイスビル	駅前本町 8	○	○	○
	川崎市スポーツ・文化総合センター	富士見 1-1-4	○	○	
幸区	新川崎三井ビルディング	鹿島田 1-1-2	○	○	
	興和川崎西口ビル	堀川町 66-2	○		
	川崎テックセンター	堀川町 580-16	○		
	ソリッドスクエア	堀川町 580	○	○	
	ミュージア川崎	大宮町 1310	○	○	
中原区	グランツリー武蔵小杉	新丸子東 3-1135-1	○		

3 避難確保・浸水防止計画の作成

川崎市地域防災計画で定めた地下街等の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために、単独又は共同して避難確保・浸水防止計画を作成する必要があります。

水防法第15条の2第1項及び水防法施行規則第12条では、次の事項を避難確保・浸水防止計画で定めることとされています。

- (1) 洪水時等の防災体制に関する事項
- (2) 洪水時等の避難の誘導に関する事項
- (3) 洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- (4) 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- (5) 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (6) 自衛水防組織の業務に関する事項
 - ア 関係者との連絡調整、自衛水防組織の活動要領
 - イ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練

ウ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

(7) その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

各施設の所有者又は管理者におかれましては、これらの定めを踏まえ、本資料及び別冊「作成要領」を参考に、避難確保・浸水防止計画を作成するようお願いします。

4 市が伝達する情報

(1) 気象情報

気象庁は、大雨などによって災害が発生するおそれのあるときは「大雨注意報」「洪水注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときは「大雨警報」「洪水警報」を、また、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに「大雨特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨警報が発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。大雨警報は、対象となる災害が「浸水害」または「土砂災害」と表示されます。
大雨警報（浸水害）	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水することにより、災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水警報が発表されます。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
洪水警報	

記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、発表されるものです。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。

(2) 洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っています。多摩川及び鶴見川はいずれも、洪水予報の対象となる河川として指定されています。

洪水予報	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
多摩川 } 氾濫注意情報 鶴見川 } (洪水注意報に相当)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。

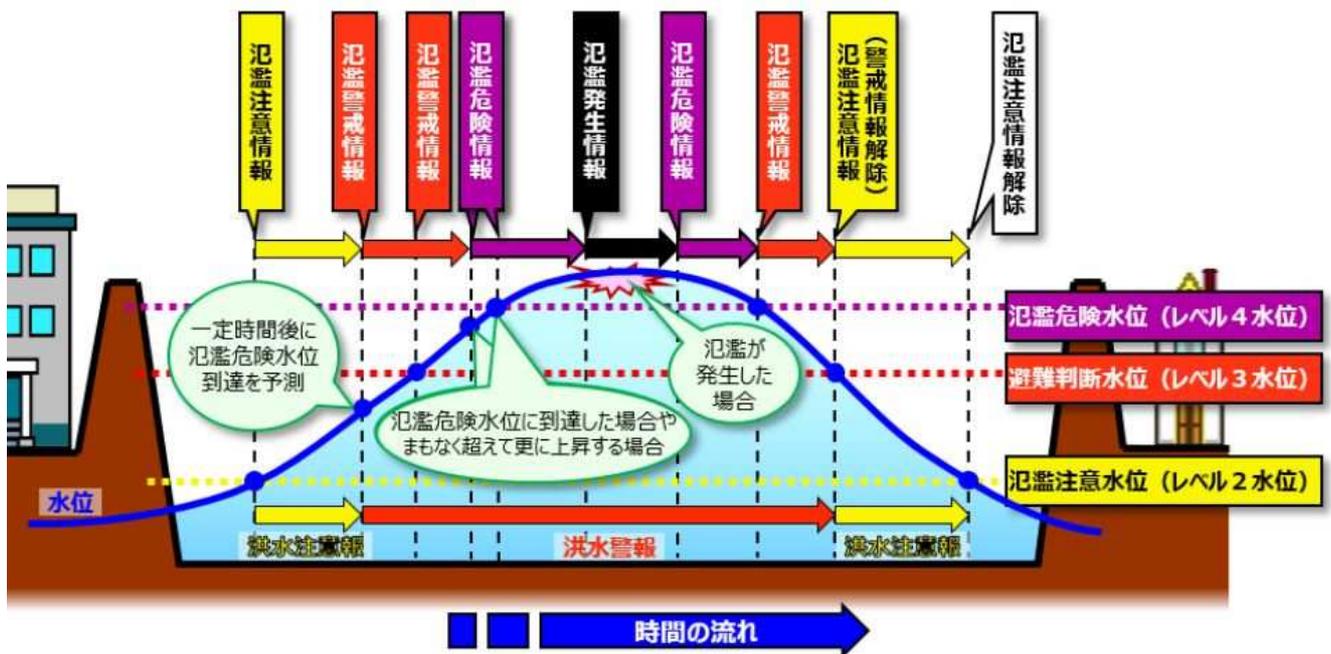
<p>多摩川 鶴見川 } 氾濫警戒情報 (洪水警報に相当)</p>	<p>一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>
<p>多摩川 鶴見川 } 氾濫危険情報 (洪水警報に相当)</p>	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合</p>	<p>自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自ら避難の判断をしてください。</p>
<p>多摩川 鶴見川 } 氾濫発生情報</p>	<p>氾濫の発生（氾濫水の前報）</p>	<p>自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料</p>

		<p>となる情報です。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>災害がすでに発生している状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>
--	--	--

<地下街等に関する水位観測所>

河川	水位観測所	川崎区	幸区	中原区
多摩川	田園調布(上)観測所	○	○	○
鶴見川	綱島観測所	○	○	—

<洪水予報と水位到達情報の関係>



(3) 避難に関する情報

ア 避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

避難情報	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	避難に時間を要する人（ご高齢の方、体の不自由な方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫	既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

イ 避難に関する情報の発令基準

本市では次の発令基準に基づき、洪水時の避難に関する情報を発令することとしています。

区 分	基 準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>① 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位を超えることが予想される場合</p> <p>② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合又は氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。</p> <p>② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>③ 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>① 氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）が発表された場合</p>

※本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

(4) 雨水出水水位到達情報（内水氾濫情報）

水位周知下水道名：川崎市公共下水道 堀川幹線

名称	発表基準
雨水出水特別警戒水位到達情報（内水氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【内水氾濫】））	「砂子基準観測所」において水位が「1.97m（下水管底高から）」に到達した場合 ※想定し得る最大規模の降雨(153mm/hr)における水位上昇速度に基づき、避難が困難となる前に地下街地下2階から地上への避難に要する時間（15分）を確保するための水位

※なお、「雨水出水特別注意水位到達情報」に加え、「砂子基準観測所」において、堀川幹線の水位が下水管頂高「1.38m（下水管底高から）」に到達した場合、雨水が下水道に流れ込みにくくなることから、その水位到達情報についても、参考に周知します。

5 情報の収集方法

本市では、気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。

各施設の環境に応じて、情報収集方法をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき

登録いただいたメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を配信します。

【登録方法】



PC・スマートフォン用



フィーチャーフォン（ガラケー）用



空メール送信先

下記QRコードから空メールを送信してください。

※上記でメールソフトが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

(ガラケー、PC、スマートフォン共通)

t-kawasaki@sg-p.jp

【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、kawasaki@sg-p.jp のアドレスからのメールを受信できるように設定の確認をお願いします。

○URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

ウ 雨水出水水位到達情報（内水氾濫情報）

雨水出水水位到達情報（内水氾濫情報）は、速報性のある電子メールにより、川崎市市長（上下水道局）が地下街及び接続ビルの管理者へ周知します。

(2) F A Xで収集する

本市では、洪水浸水想定区域内の地下街等、災害時要援護者施設及び学校へF A Xにより、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報をお知らせします。

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市ホームページトップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>



(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川 (3 c h) や、YOUテレビ、i T S C O M、J : C O Mのデータ放送を利用して、本市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM (79.1MH z)

本市からの緊急情報や安否情報、ライフライン情報等を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線 (屋外受信機)

屋外にあるスピーカーから情報をお知らせするもので、高齢者等避難、避難指示の発令等の情報を放送します。なお、高齢者等避難、避難指示の発令等の場合には、サイレンを断続的に放送します。

イ 防災行政無線 (戸別受信機)

防災行政無線は、戸別受信機（専用のラジオのような装置）を導入することにより、施設内でも聞くことができます。

導入には、有償にて機器の購入、受信用の屋外アンテナの取付け工事を行っていただくとともに、市へ事前に申請が必要となります。なお、電波の受信状況が良く、機器本体のアンテナで受信できる場合、屋外アンテナは必要ありません。

詳しくは、危機管理本部まで御相談ください。

ウ 防災テレフォンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。（通常時は「防災一口メモ」が流れます。）

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部の I P 電話から】

0 1 2 0 - 9 1 0 - 1 7 4 （通話料無料）

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

0 4 4 - 2 4 5 - 8 8 7 0 （通常の通話料がかかります。）

6 報告事項など

水防法により、地下街等の所有者又は管理者は、次の事項を市長へ報告することが定められていますので、御協力をお願いいたします。

- (1) 避難確保・浸水防止計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告するとともに、自らのホームページ等で公表してください。また、当該計画を変更したときも、同様です。（水防法第 1 5 条の 2 第 3 項関連）
- (2) 自衛水防組織の統括管理者の氏名及び連絡先、自衛水防組織の内部組織及び要員の配置、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を定めたときは、遅滞なくこれを市長に報告してください。また、当該事項を変更したときも、同様です。（水防法第 1 5 条の 2 第 1 0 項及び水防法施行規則第 1 5 条関連）

前記（1）の報告は別紙 1 の報告書とともに計画書を、（2）の報告は別紙 2 の報告書により、危機管理本部危機対策部へ提出してください。

地下街等の避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第15条の2第3項（第4項）に基づき、別添のとおり避難確保・浸水防止計画作成（変更）しましたので、報告します。

施設名 (共同の場合は、代表施設)			
所在地	川崎市 区		
所有者・管理者 (どちらかに○)	氏名 (フリガナ)		
共同の場合の 代表以外の施設	名称	住所	所有者または管理者の氏名
			所有者 管理者
担当者の氏名 及び連絡先	(フリガナ)	電話番号	
		FAX番号	
備考		受付	

自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先(変更)報告書

川崎市長 様

水防法第15条の2第10項に基づき、次のとおり報告します。

施設名 (共同の場合は、代表施設)					
所在地		川崎市 区			
所有者・管理者 (どちらかに○)		氏名	(フリガナ)	変更※1	登録※2
自衛水防組織の職務等		氏名	連絡先	変更※1	登録※2
統括管理者					
洪水予報等の伝達を受ける構成員	統括管理者の代行者				
	本部運営班長				
	本部運営班				
	情報収集班長				
	情報収集班				
	警戒活動班長				
	警戒活動班				
	避難誘導班長				
	避難誘導班				
自衛水防組織及び構成員		別紙「自衛水防組織図」、構成員 名			
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)	電話番号		
備考					受付

※1：変更の場合は○印を記してください。

※2：「メールニュースかわさき」を登録している場合は、○印を記してください。

<参考1> 洪水予報文例

多摩川氾濫危険情報

令和××年×月×日×時×分
京浜河川事務所・横浜地方気象台共同発表

多摩川では、氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり

【主文】

多摩川の石原水位観測所では、氾濫危険水位（レベル4）に到達しました。氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。

【降雨と水位の現況】

降り始めの○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、85ミリに達しました。多摩川の水位は○日○日○時○分現在、次のとおりです。
石原水位観測所（東京都調布市）で4.90m（水位危険度レベル4）上昇中

【降雨と水位の予想】

この雨は、当分この状態が続くでしょう。○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、30ミリの見込みです。

多摩川の水位は、○日○時頃には、次のとおりと見込まれます。

石原水位観測所（東京都調布市）で5.10m程度（水位危険度レベル4）

〔参考〕

石原水位観測所

受け持ち区間

（左岸）東京都府中市から東京都狛江市

（右岸）東京都多摩市から神奈川県川崎市

氾濫危険水位 4.90m、避難判断水位 4.30m、氾濫注意水位（警戒水位） 4.30m

水防団待機水位 4.00m、平常水位 0.78m

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

※ 携帯電話の電子メール等では、文字数の制限から、要約した内容を配信いたしますので、詳細についてはその他の方法で御確認ください。

<参考2> 雨水出水水位到達情報（内水氾濫情報）文例

雨水出水特別警戒水位到達情報

（内水氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【内水氾濫】））

令和 年 月 日 時 分
川崎市 発表

「堀川幹線」の基準水位観測所において、地下街等利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を行う目安のひとつとなる、雨水出水特別警戒水位に達しました。

各施設で水防活動等を行い、避難誘導等の安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

水位周知下水道 : 川崎市公共下水道 堀川幹線
基準水位観測所 : 砂子
雨水出水特別警戒水位 : 1.97 m

（防災情報に関する問い合わせ先）
川崎市危機管理本部危機対策部
電話 044-200-2890

（水位情報に関する問い合わせ先）
川崎市上下水道局南部下水道事務所管理課
電話 044-344-4866

＜参考3＞ 水防法及び水防法施行規則の主な改正(下線部分は改正箇所)

●水防法第15条抜粋(地下街等関連事項のみ)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 略

二 略

三 略

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 略

ハ 略

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)

当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二、三 略

3 略

一、二 略

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

●水防法施行規則（地下街等関連事項のみ）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条 法第十五条の二第一項 の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項 に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項 の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項 に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

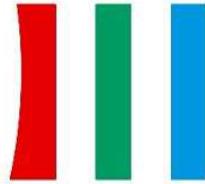
- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号 に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

<参考4> 洪水予報に関する水位観測所・水位

1 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位

河川名	基準水位 観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位
多摩川	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	5.94
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	10.35
	多摩川河口	川崎区殿町	2.30	2.80	—	3.80	3.80
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	8.27
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	5.40
	末吉橋	幸区小倉	2.20	2.70	—	3.40	3.82





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

問い合わせ先

<地下街等の定義、避難確保・浸水防止計画、情報伝達及び報告事項に関すること>

川崎市川崎区東田町5-4川崎市役所第3庁舎7階

川崎市危機管理本部危機対策部初動対策担当

電話：044-200-2841 FAX：044-200-3972

E-mail:17kiki@city.kawasaki.jp

<洪水予報・河川の水位到達情報の内容及び河川対策に関すること>

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話：044-200-2902 FAX：044-200-7703

E-mail:53kasen@city.kawasaki.jp

<水位周知下水道、雨水出水浸水想定区域図に関すること>

川崎市川崎区砂子1-9-3川崎市役所第2庁舎7階

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課

電話：044-200-0104 FAX：044-200-3980

本資料及び「地下街等の避難確保・浸水防止計画作成要領」については、次のとおり市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

1 市のホームページ⇒トップページ⇒暮らし・手続き⇒緊急情報・日頃の備え⇒防災⇒制度・支援⇒地下街等における避難確保・浸水防止計画について

2 URL

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000060123.html>